

4-3 主要景観軸別 景観形成の方向

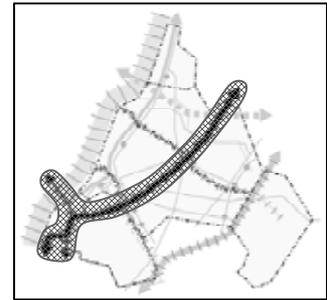
(1) 国道1号・170号景観軸

地域景観の特性

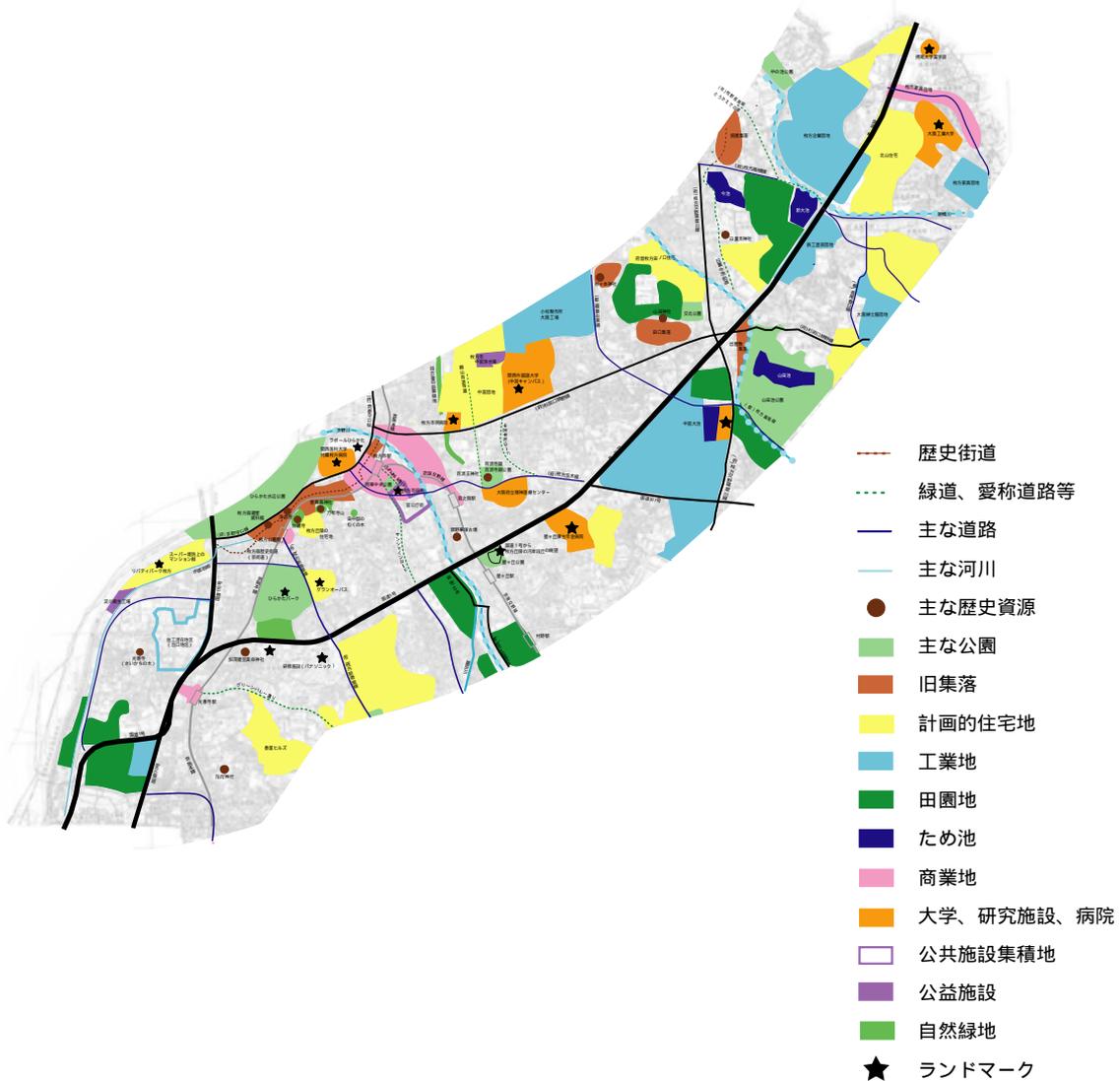
市域を南北に縦走する国道1号は、枚方市と周辺の都市圏とを結ぶ都市幹線道路です。その交通量は1日あたり約5万台にも達し、国道170号とともに車で訪れる人、通過する人が最もよく目にする枚方の一つの顔といえます。

沿道には、住宅地や農地と混在した工場、工業団地が展開し、また郊外型店舗の進出も多く、まとまりのない道路景観となっています。

今後は、都市の骨格の一つとしてふさわしい、うるおいと魅力のある沿道景観を育んでいきます。



区域現況図



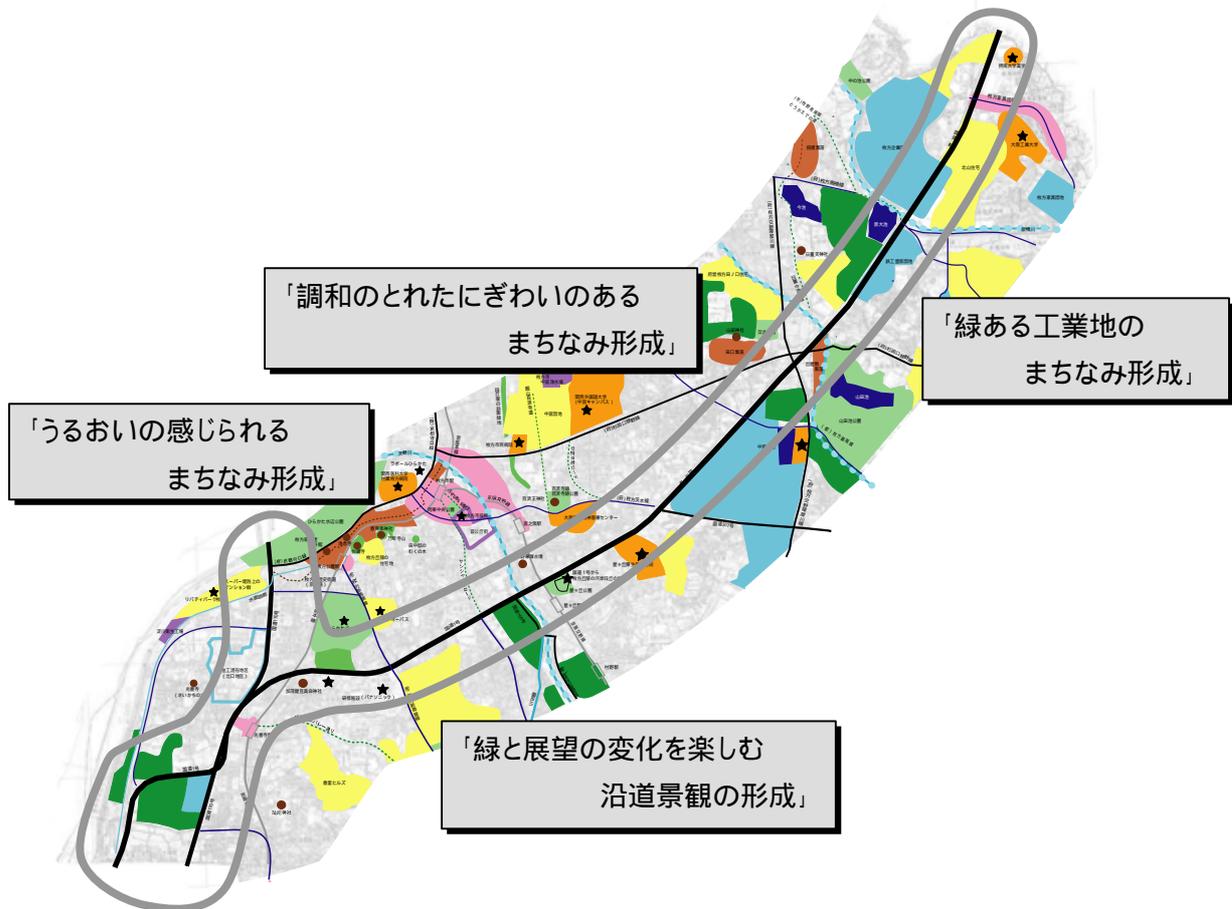
景観形成の目標

産業の動脈から緑と楽しさあふれる魅力的な道へ

景観形成の方針

1. 沿道の緑と沿道施設の総合的な景観形成
2. 道路景観に変化を与える節目の修景と眺望の活用

景観形成概念図



景観形成の方向

「緑あふれる道づくり」

- ・沿道施設の敷際や道路の緑化を行い、連続感のある緑豊かな景観をつくります。
- ・沿道斜面地に残る樹林の保全や法面の緑化を推進します。
- ・道路沿道に整備した街路樹や民有地内の緑化推進を図ります。

「人を引きつける魅力ある道路景観づくり」

- ・沿道の商業施設などを魅力あるものにするために、建築物等の色彩や配置・デザインについて配慮を促します。
- ・良好な沿道景観を形成するために屋外広告物の適切な規制誘導を行います。
- ・主要施設への分岐点となる交差点において、シンボルツリーやサインシステムなどによる特徴づけを行います。

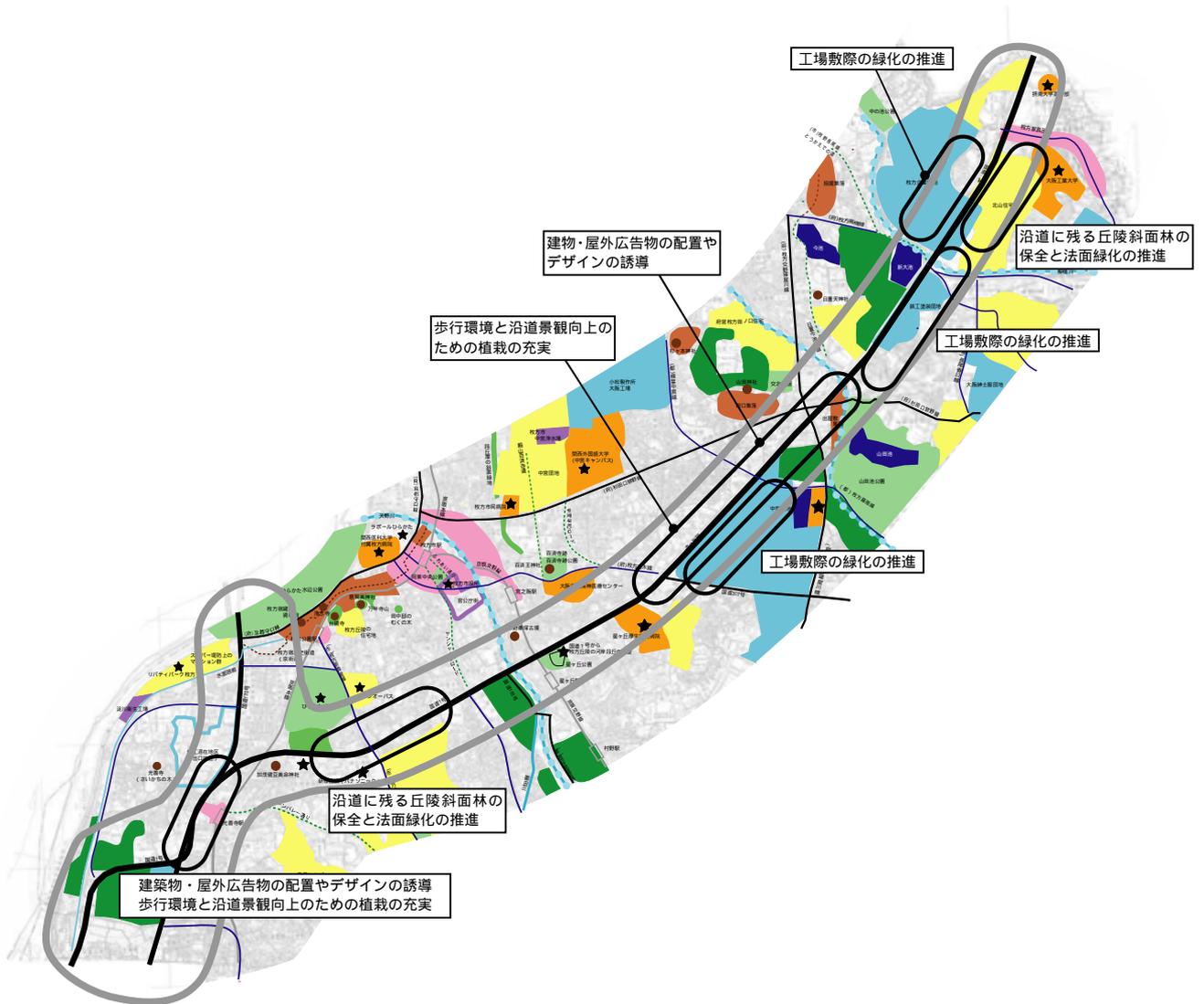
「特徴ある眺望の保全・活用」

- ・天野川段丘斜面など丘陵部で得られる幅広い眺望を確保するために沿道施設の誘導を図ります。
- ・ランドマークとなる枚方パークの観覧車への眺望を守ります。

写真

写真

景観形成構想図

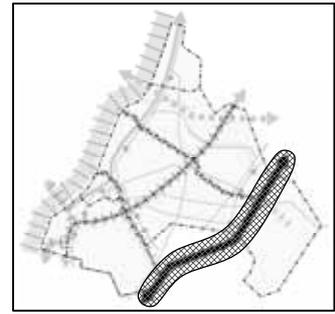


(2) 第二京阪道路景観軸

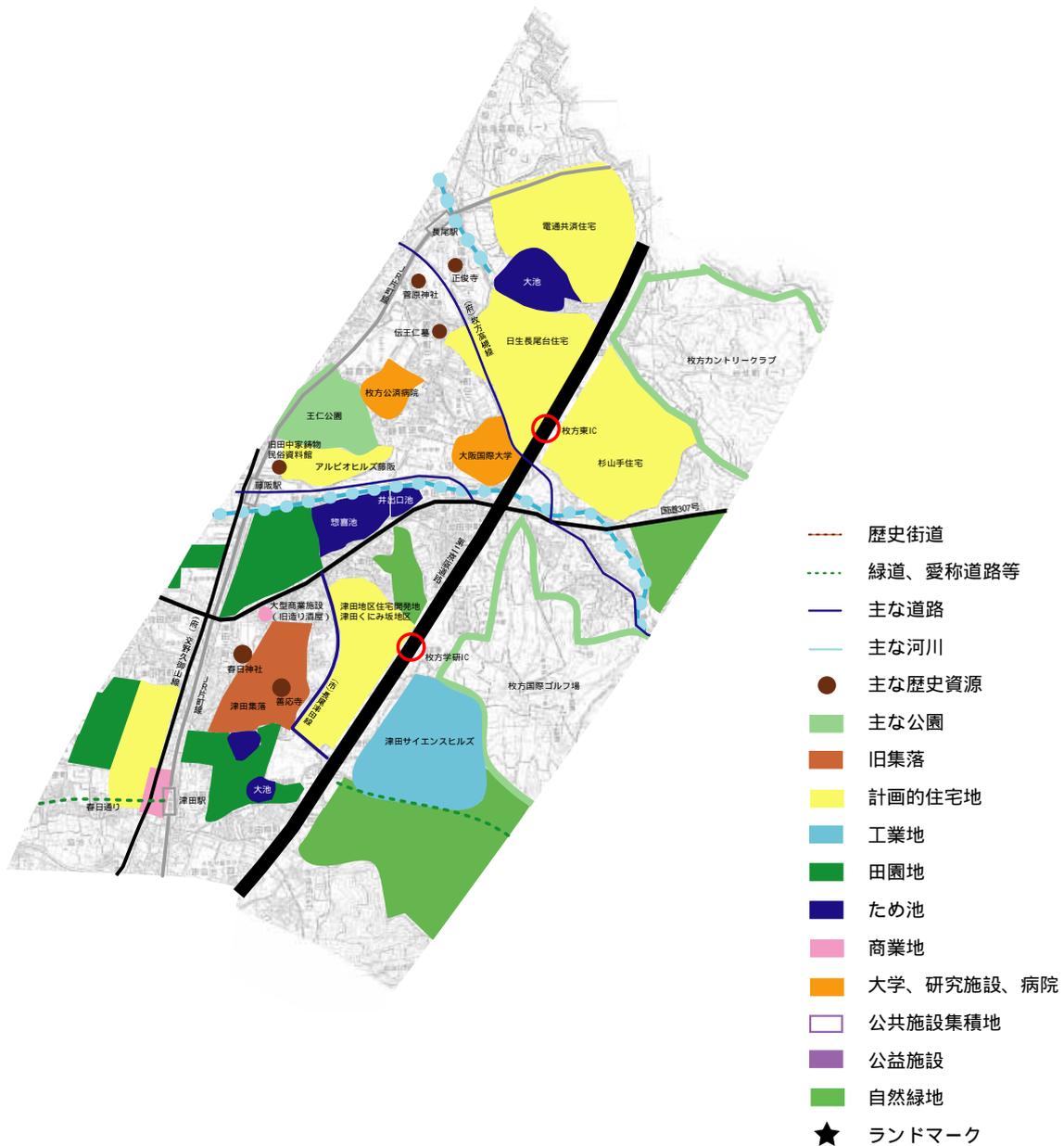
地域景観の特性

第二京阪道路は、枚方市と大都市圏とを結ぶ広域的な幹線道路です。周辺には生駒山系の豊かな緑と閑静な住宅地、大学、津田サイエンスヒルズなどが立地し、緑量の多い景観が形成されています。

今後は山並みの緑への十分な配慮と地域軸にふさわしい景観の育成が求められます。



区域現況図

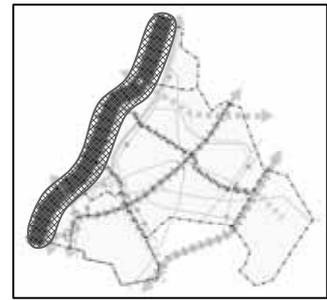


(3) 淀川景観軸

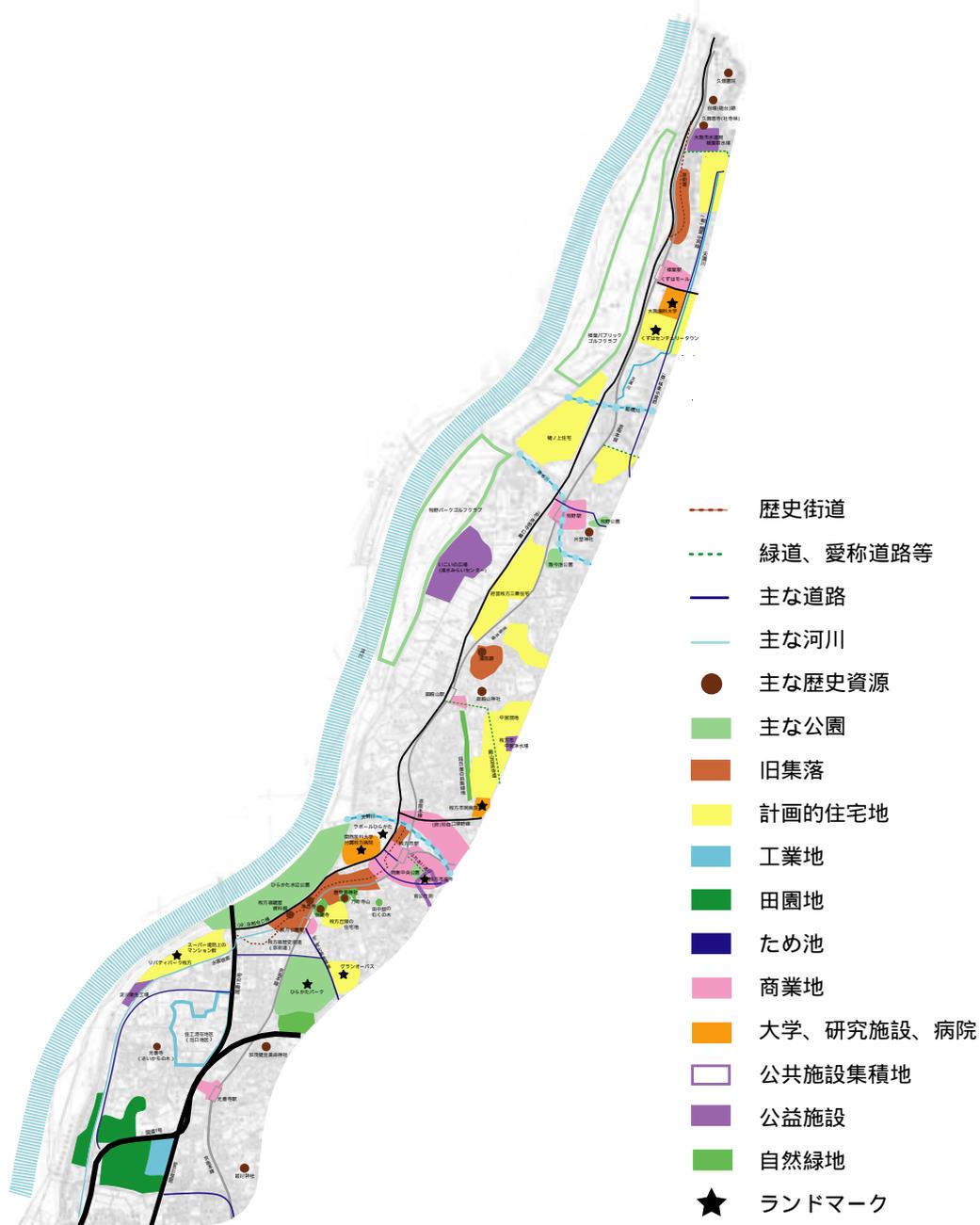
地域景観の特性

淀川は枚方市の西部を流れる川で、河川沿いの堤防上からは、市街地や北摂・生駒の山なみを広く眺めることができます。広大で自然の豊かな空間を有しています。南部ではひらかた水辺公園が整備され、多くの市民に利用されていますが、枚方市駅や樟葉駅を中心とした市街地からは、高い堤防や道路によってアクセスが困難な状況にあります。

今後は、中心地あるいは淀川の支流となる河川軸との連携を活かしながら、アクセスのしやすい市民に親しまれる本市の象徴としての河川空間を創造していきます。



区域現況図



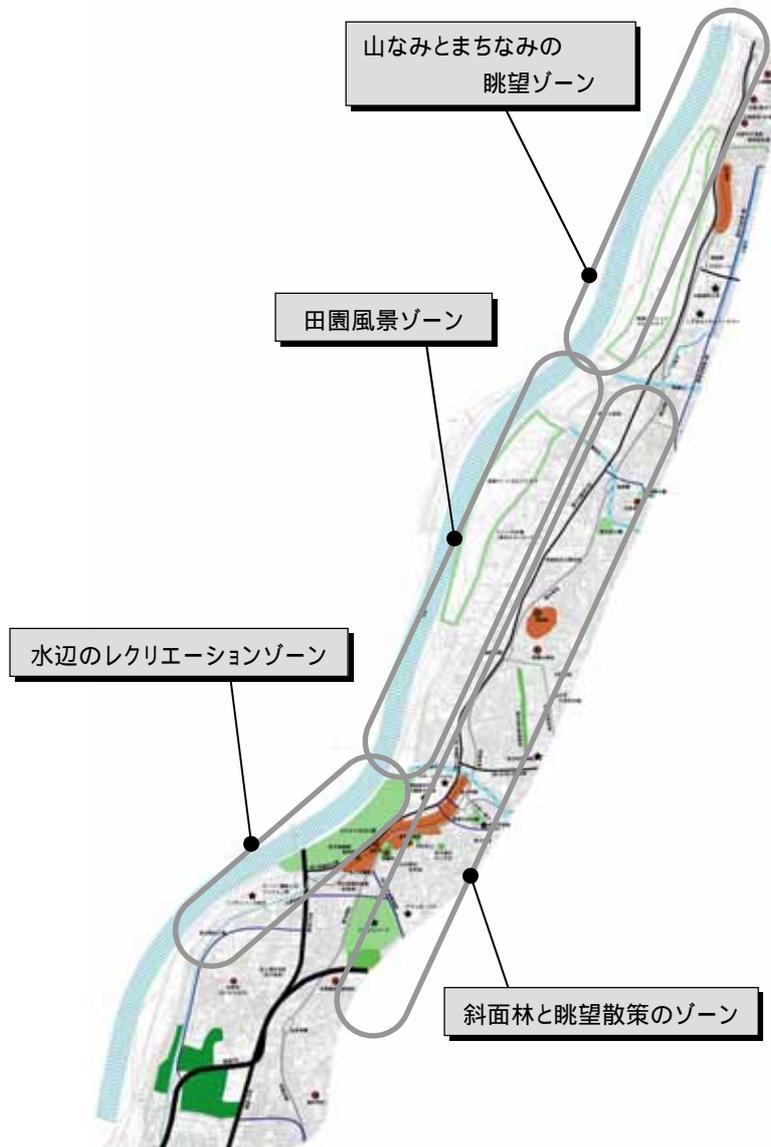
景観形成の目標

北摂と生駒の山なみを望む
水と緑と大きな空のオアシスゾーン

景観形成の方針

- 1.枚方を象徴する「母なる河」としての自然景観の保全
- 2.市民が身近に親しめる河川空間の形成
- 3.河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成

景観形成概念図



景観形成の方向

山なみとまちなみの眺望ゾーン

淀川と沿川のまちとのつながりを深め、市民が気軽にまちなみや北摂の山々の壮大な眺望を楽しめる環境を整えます。

「眺望を楽しめる空間整備」

- ・ 河川空間を誰もが利用できる開放感のある場として整備・活用します。

「市街地からのアクセスの確保」

- ・ 樟葉駅や自然回路から淀川へのアクセスを確保します。



写真

田園風景ゾーン

堤防上から山と川と田園の織り成すパノラマ景観を確保し、市民に開放された河川空間の創造を図ります。

「堤防上からのパノラマ景観の確保」

- ・ 堤防上や河川敷内を散策道やサイクリング道路、憩いの場として活用します。
- ・ 堤内地に展開する湿地や田園を景観資源として保全・活用します。
- ・ 御殿山駅から淀川へ導くアクセス道を整備します。
- ・ 流域下水道渚水みらいセンターを市民の憩える拠点として活用するとともに、淀川へのアクセスを考えます。

水辺のレクリエーション

ひらかた水辺公園や水面回廊などの水を題材に整備された施設と歴史的街道などのネットワークを展開し、市街地から市民が容易に水辺に親しめる広大なレクリエーションゾーンをつくりだします。

「“水”を題材とする施設の整備とネットワーク」

- ・誰もが水と楽しめるスポーツレクリエーションの拠点を適切に維持管理します。
- ・駅から、ひらかた水辺公園や水面回廊、歴史的街道等へのネットワークを確保します。
- ・背景となる集落などの歴史的な景観資源を保全し、丘陵斜面林への視界を確保します。

【関連プロジェクト】

淀川水辺公園整備事業(淀川口マン街道構想)
歴史的街道整備事業



斜面林と眺望散策のゾーン

まちを縁どる丘陵斜面地の樹林を保全・育成し、枚方を印象づける緑と眺望散策の軸をつくりだします。

「丘陵斜面林の保全・育成」

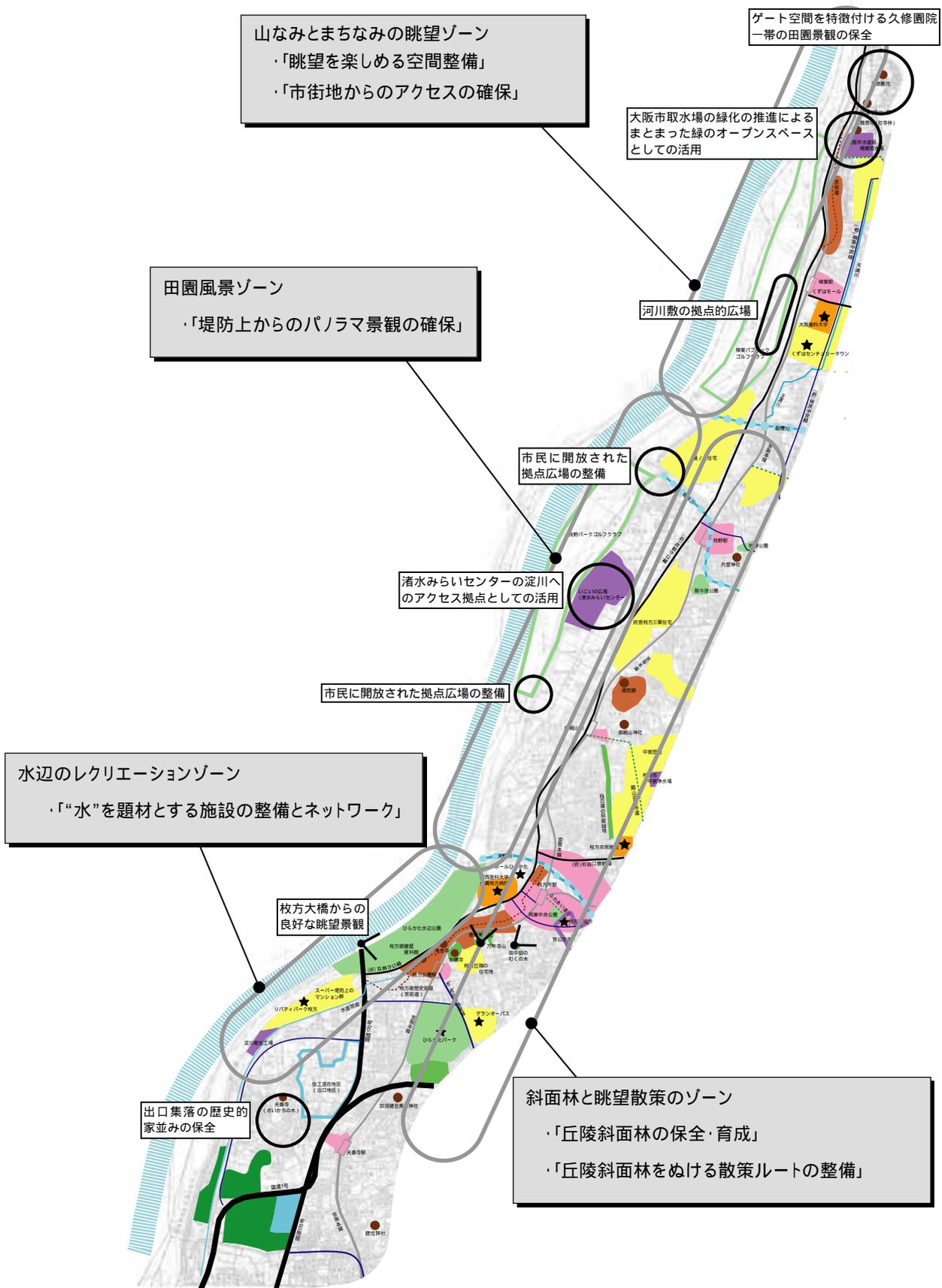
- ・枚方の市街地景観の特徴である丘陵斜面地に連続する緑の保全・育成に努めます。

「丘陵斜面林をぬける散策ルートの整備」

- ・丘陵の斜面林と歴史資源を楽しみながら歩ける散策ルートや淀川・北摂の山なみを眺望できる広場の整備を図ります。

写真

景観形成構想図



山なみとまちなみの眺望ゾーン
 ・「眺望を楽しめる空間整備」
 ・「市街地からのアクセスの確保」

ゲート空間を特徴付ける久修園院
 一帯の田園景観の保全

大阪市取水場の緑化の推進による
 まとまった緑のオープンスペース
 としての活用

田園風景ゾーン
 ・「堤防上からのパノラマ景観の確保」

河川敷の拠点広場

市民に開放された
 拠点広場の整備

渚水みらいセンターの淀川へ
 のアクセス拠点としての活用

市民に開放された拠点広場の整備

水辺のレクリエーションゾーン
 ・「“水”を題材とする施設の整備とネットワーク」

枚方大橋からの
 良好な眺望景観

出口集落の歴史的
 家並みの保全

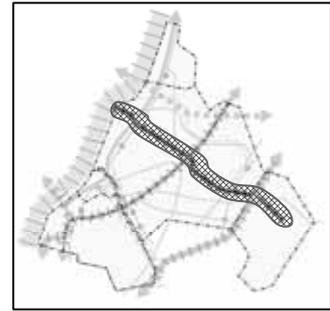
斜面林と眺望散策のゾーン
 ・「丘陵斜面林の保全・育成」
 ・「丘陵斜面林をぬける散策ルートの整備」

(4) 穂谷川景観軸

地域景観の特性

穂谷川は、穂谷集落の奥地に源流を持ち、市域を流れる河川の中では最も流路が長く、生駒の山なみと淀川を結ぶ水と緑の軸を形成しています。上流から中流域にかけての沿川には田園景観が広がっており、氷室地区の旧集落や大きなため池が点在します。一方、中流域には山田池公園や王仁公園など豊かな緑に囲まれたレクリエーション施設が集中しており、藤阪駅や関西外国語大学なども隣接しています。

今後は、川とのつながりを深めたまちづくりをめざすとともに、自然とのふれあいを楽しめるレクリエーション拠点として整備していきます。



区域現況図



景観形成の目標

文化・レクリエーションと緑の拠点を連ねるビオトープライン

景観形成の方針

1. 穂谷川を軸とした自然・歴史文化・スポーツレクリエーション空間をつなぐネットワークの形成
2. 生物が生息する空間(ビオトープ)の保全と創造

景観形成概念図



景観形成の方向

緑のまち軸ゾーン

日常の散歩や駅からの道沿いで自然とふれあえる、心安らく生活の軸をつくりだします。

「季節を感じる川づくり」

- ・沿川の緑化を推進するとともに、リバースポット(ポケットパーク・橋詰広場など)の整備を図ります。
- ・自然を感じさせる護岸の整備を図るとともに、きれいな水を取り戻します。
- ・市街地における昆虫や小動物の生息地として、小倉池の活用を考えます。

「川と一体となったまちづくり」

- ・牧野駅前において、護岸の緑化や親水化等水辺を活かした景観形成を図ります。
- ・商店街や住宅地と川とのつながりを高めるために、牧野駅前・片埜神社・阪今池公園等の拠点と川を結ぶ、まちの周遊ループをつくります。

写真

文化レクリエーションゾーン

沿川に展開する大規模公園・スポーツ施設・歴史的町並や拠点を結びつけ、自然に囲まれた環境の中で楽しく遊べる、枚方市のレクリエーションのゾーンをつくりだします。

「2つの公園を中心としたレクリエーションゾーンの形成」

- ・ゾーンの核をなす山田池公園、王仁公園をはじめ、周囲の拠点施設や歴史的町並みをつなぐ歩行者ルートを整備し、ネットワークを図ります。
- ・文化レクリエーション施設の充実を図るとともに、藤阪や出屋敷集落の歴史的景観資源を保全・活用します。
- ・藤阪駅周辺では、ゾーンの玄関口にふさわしい自然や文化、緑を活かした開発の誘導を図ります。

「自然とのふれあいを楽しめる環境づくり」

- ・河川の生態系に配慮し、自然を感じることでできる環境を整えます。
- ・大小のため池の水景を保全し、散策路などの水辺などに親しめるような周辺整備を図ります。

写真

写真

ふるさとの川ゾーン

山間地の集落の持つ落ち着いたたたずまいを感じさせながら、川に沿って生駒の山懐へと人を導く、里山探訪や自然散策のできる道をつくります。

「ふるさとの川づくり」

- ・穂谷や尊延寺、杉など、山間地集落の落ち着いたたたずまいを継承します。
- ・水源林や源流の湧水、ホタルやサワガニなどが生息できる生態環境を守ります。
- ・穂谷の棚田など、良好な田園風景の保全を図ります。

「生駒の山々と親しむ環境整備」

- ・自然とのふれあいの拠点である野外活動センターへ至る自然散策の歩行者ルートを整備します。
- ・市道穂谷狭戸線において川や緑と調和した整備を図ります。

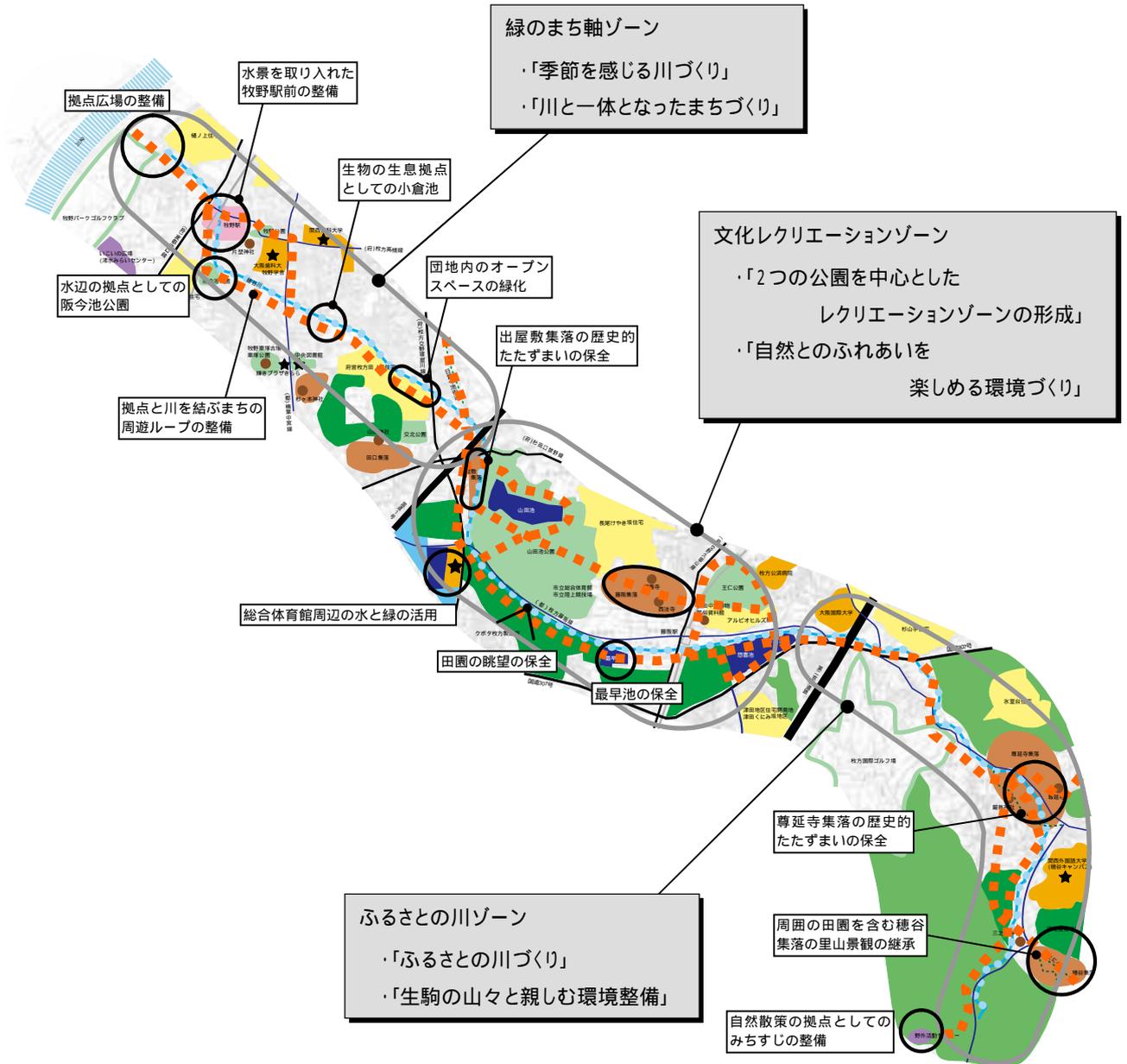
【関連プロジェクト】

関西文化学術研究都市構想



写真

景観形成構想図

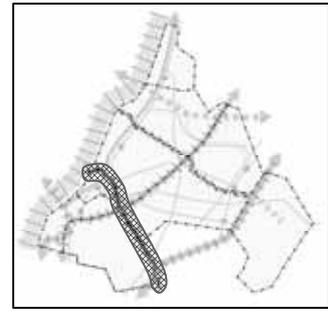


(5) 天野川景観軸

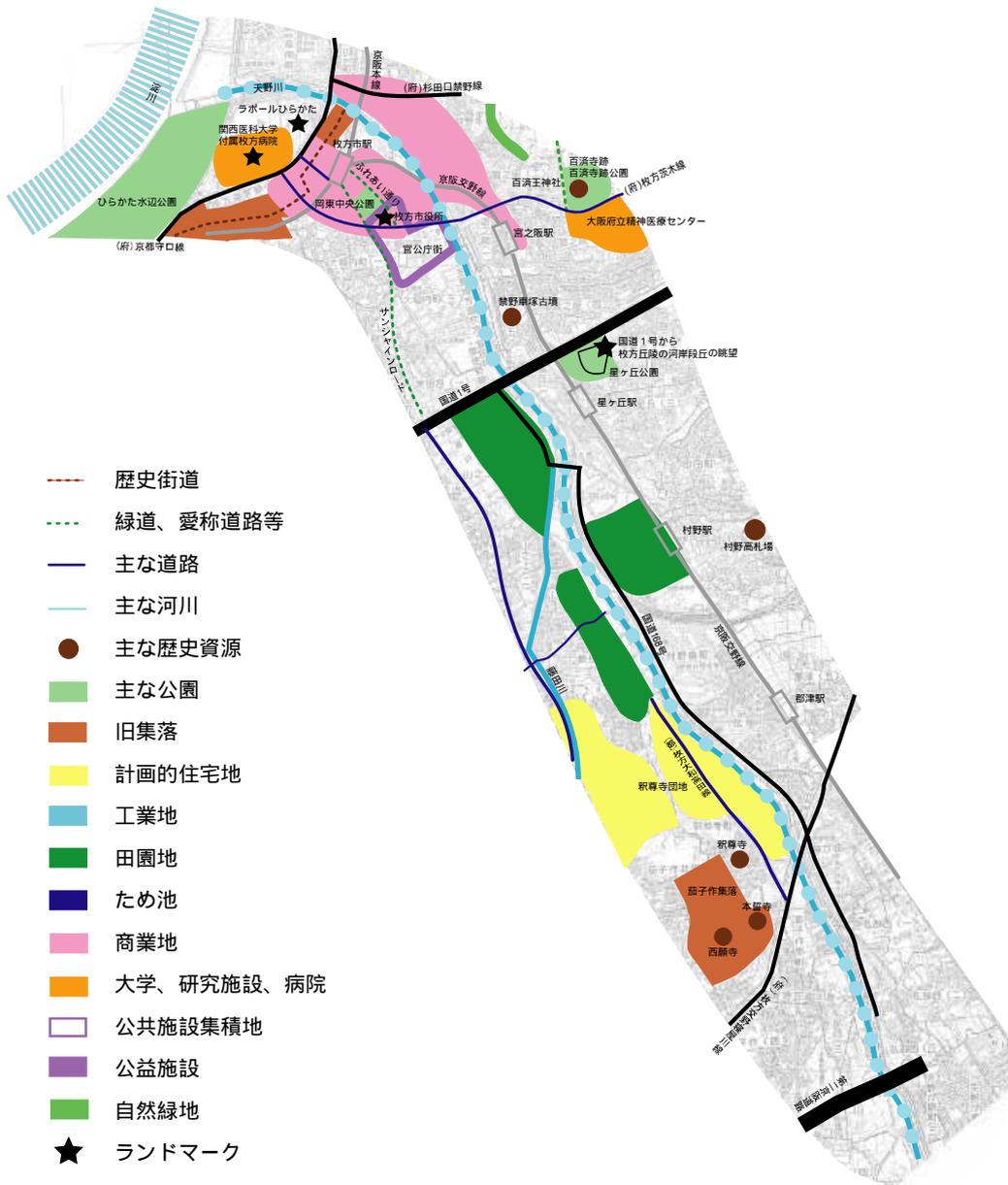
地域景観の特性

天野川は枚方市の中心市街地を横断する位置を流れており、七夕伝説をはじめとして地域に伝わる歴史と深く関わっています。

この川では大阪府によって環境整備が進められ、堤防上での広場整取り組みが行われており、まちなみと水辺空間とが一体となる河川空間を有効に活かしながら、水と緑のネットワークとして相応しい景観形成を行っていく必要があります。



区域現況図



景観形成の方向

都市型親水ゾーン

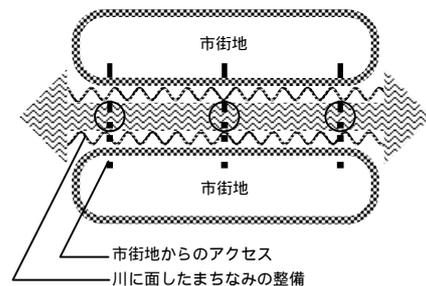
枚方の中心市街地を流れる七夕伝説にふさわしい川を活かしたまちなみの形成を図ります。

「川のある市街地の形成」

- ・川に建物のファサードを向け、川を軸としたまちなみを展開します。
- ・水と親しめるよう橋詰に拠点となる広場を設け、散策できる水辺をつくれます。
- ・七夕伝説の川にふさわしいロマンを演出し、景観軸としてシンボル化を図ります。
- ・水鳥などが生息できる自然環境を守ります。

【関連プロジェクト】

天野川環境整備計画



都市型親水ゾーンの構成

展望・散策ゾーン

幅広い視界を得ることができる特性を活かし、生駒と北摂の山なみの眺望を確保した景観形成を図ります。

「まちと山と自然を望む散策ルートを活用」

- ・藤田川合流点付近に整備した、川に親しみ人々が集いにぎわう広場を有効に活用します。
- ・堤防上を活かした眺望・散策のプロムナードを有効に活用します。
- ・生駒や北摂を眺望できる橋詰広場を活かすとともに、パーキングエリアを整備します。
- ・丘陵に展開する斜面林や後背地に広がる良好な田園景観を保全します。

【関連プロジェクト】

天野川環境整備計画

写真



藤田川合流点付近イメージ
(皇のメモリアルパーク)

自然生態ゾーン

自然生態園の設置をはじめとして、豊かな自然環境を育成し、人々がそれに触れ合える場を創り出します。

「豊かな自然とふれあえる環境の創造」

- ・ 河川の自然環境を保全するとともに、地域住民がそれを楽しめるような高水敷の整備を推進します。
- ・ 丘陵斜面林の保全に努めます。

【関連プロジェクト】

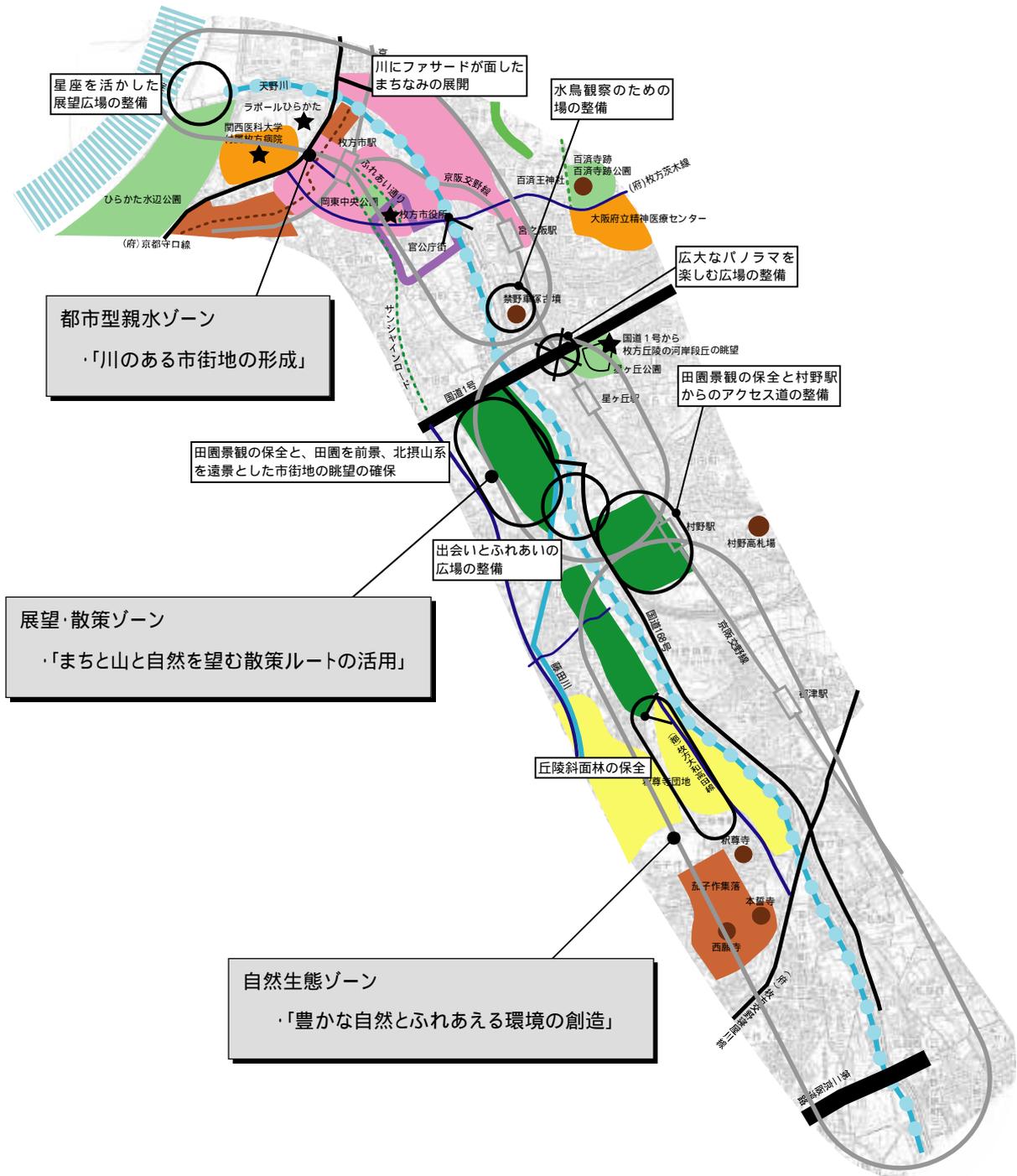
天野川環境整備計画

写真



自然生態園イメージ

景観形成構想図



地域別基本計画 総括表
【主要景観軸】

		魅力づくりの3つのテーマと基本方針												
		「豊かな自然や歴史」をまもる		「快適な地域環境」をはぐくむ					「都市的な魅力」をつくる					
		枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす	歴史・地域個性として活かす	自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る	個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む	まちの景観を乱すものを取り除く	高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む	にぎわいと風格のある都市核をつくる	生活を楽しく文化に触れる地域の拠点をつくり育てる	四季のいろいろなあいや一日の時のうつろいに变化する表情を楽しむ都市を演出する				
景観軸	景観形成の目標	景観形成の方針		サブゾーン										
道路景観軸	国道1号・170号	産業の動脈から緑と楽しさあふれる魅力的な道へ	1. 沿道の緑と沿道施設の総合的な景観形成 2. 道路景観に変化を与える節目の修景と眺望の活用											
	第二京阪道路	豊かな自然景観や良好な住宅地と調和した緑の軸	1. 山並みへの眺望とみどりの連続性の確保 2. 交通結節点における良好なランドマークの形成											
河川景観軸	淀川	北摂と生駒の山なみを望む水と緑と大きな空のオアシスゾーン	1. 枚方を象徴する「母なる河」としての自然景観の保全 2. 市民が身近に親しめる河川空間の形成 3. 河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成		山なみとまちなみの眺望ゾーン									
					田圃風景ゾーン									
					水辺のレクリエーション									
					斜面林と眺望散策のゾーン									
	穂谷川	文化・レクリエーションと緑の拠点を連ねるピオトープライン	1. 穂谷川を軸とした自然・歴史文化・スポーツレクリエーション空間をつなぐネットワークの形成 2. 生物が生息する空間(ピオトープ)の保全と創造		緑のまち軸ゾーン									
					文化レクリエーションゾーン									
天野川	七夕伝説をモチーフとした歴史ロマンへいざなう出会いとふれあいの川	1. 自然と親しみ人々が出会える場の創造 2. 河川と一体となったまちづくり 3. 後背地の田圃や斜面林と北摂・生駒への眺望を楽しむ場の整備		都市型親水ゾーン										
				展望・散策ゾーン										
				自然生態ゾーン										

： 推進する方針
： 特に推進する方針

第5章 景観づくりの進め方

5-1 景観づくりの主体と役割

景観形成を推進していくためには、市民や事業者の合意と適切な役割分担のもとに、景観形成を図るべき地域の特性に応じた様々な手法を展開していくと同時に、先導的な取り組みを実行していくことが大切です。

景観形成に係わる各主体の責務と役割

景観は道路・河川などの公的な空間と住宅や店舗、工場などの私的な空間の両方によって一体的に構成されています。良好な景観形成を推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や立場を十分に認識し、連携して取り組みを進めていきます。

【市民の役割】

市民のひとり一人が自分達の日常的な生活や行動が景観形成に様々に影響していることを理解し、常日頃から景観への配慮を払いつつ、景観形成の重要な主体となって取り組みます。また、常に景観に対する関心を持ち、自らの意識や理解を高め、景観づくりの具体的な行動を行いつつ、市民共有の財産である景観の保全や創出に係わる取り組みなどに積極的に協力するよう努めます。

【事業者の役割】

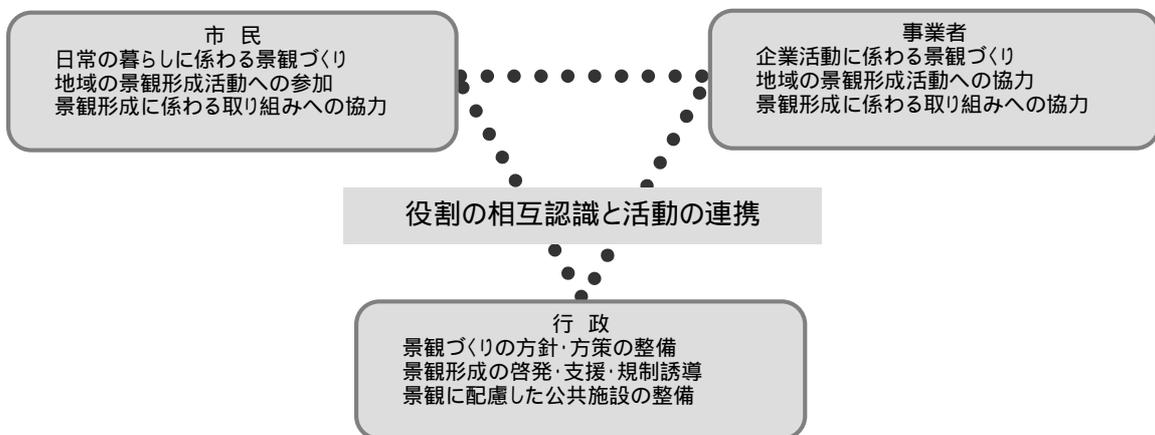
枚方市で企業活動を営む事業者は、建物や企業活動が景観を構成する要素の重要な一部であることを理解し、良好な景観形成に係わる取り組みなどへの協力や自らが主体となって地域の景観づくりに取り組みます。また、本基本計画でめざす景観形成の方針を十分に理解し、地域の景観づくりへの協力や景観形成の方針に沿った企業活動を行うように努めます。



【行政の役割】

長期的な視点に立って景観づくりの目標やその実現に向けた道筋を市民や事業者に示し、地域の特性を反映した景観づくりの取り組みの枠組みを用意します。また、景観形成の啓発・普及・規制誘導に努めるとともに、市民や事業者が行う景観形成に関する自主的な活動の支援を行います。景観構成要素の重要な部分を占める公共施設の整備にあたっては、景観形成の先導的な役割を担うことに留意し、周辺の景観との調和と質の向上を図ります。

景観形成の役割分担と連携



行政が主体となる先導的な取り組み

行政が主体的に景観形成に関わることでできる場としては、道路・河川・公園などの公共空間や公民館・図書館などの公共建築物、高架鉄道・橋梁などの土木構築物の整備のほか、市街地再開発などの総合的整備事業が挙げられます。これらは都市景観の形成に大きな役割を果たすものであり、関連する各機関は、本計画で示した方向性を踏まえつつ、連携して整備を行っていきます。

また、公共事業による良好な景観の創出は周辺への波及効果もきわめて高く、景観形成の先導としての役割を認識し、市民ニーズに応じた良好な景観づくりに努めます。

(枚方市における景観形成に関連する事業例を下表に示す)

景観形成に係わる公共事業の例	
実施主体	事業の名称
枚方市	下水道水緑景観モデル事業(香里こもれび水路、出口雨水幹線水緑景観水路等)
	京阪南2号せせらぎ水路整備事業
	自然巡回路整備事業(淀川左岸緑道、船橋川緑道、穂谷川緑道、天野川緑道、天満川緑道、王仁公園緑道、穂谷街道緑道等)
	ため池オアシス整備事業
	農業公園計画
	歴史的街道整備事業
	愛称市道整備事業(鏡伝道、万年寺山周道等)
	中宮平和ロード整備事業
	駅前広場整備事業(御殿山駅、枚方公園駅等)
	駅前周辺市街地再開発(枚方市駅北口再開発、牧野駅前周辺地区再開発)
	(仮称)総合文化会館・総合福祉会館建設
	(仮称)枚方宿資料館建設
	京阪本線 連続立体交差事業
	(仮称)東部スポーツ公園整備事業
星丘公園整備事業	
国土交通省	淀川水辺公園整備事業(淀川口マン街道構想)
大阪府	天野川環境整備計画
	山田池公園整備事業
	環状自然歩道整備計画
独立行政法人 都市再生機構	香里団地建替
	北山地区住宅団地開発
	津田地区住宅団地開発

5-2 景観づくりの展開（取り組み）

景観形成の具体的な取り組みを効果的、かつ、円滑に推進していくためには、景観形成に係わる制度の制定と運用を軸に、運用をスムーズに行うための体制づくりや市民・事業者の参画を促進する取り組みなどを総合的に展開していくことが必要になります。

景観形成の制度づくりと運用

景観づくりのための様々な規制誘導の制度が用意されています。景観形成にあたっては最も有効な手法を選択し、又は、複数の制度を組み合わせるなどして、地域の実情や特性に応じた制度の選定と適切な運用のもとで、魅力的な景観づくりを推進していくことが必要です。（下表に掲げるような景観に関わる制度が整備されています）

これらの制度の中でも、「景観法」に基づく景観計画、景観条例、景観協定等を主体に景観形成の制度を整えます。

景観の規制誘導の主な手法

制度の名称	概要
地域・地区制度 (地区計画、高度地区、特別用途地区、風致地区、景観地区、など)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく地域・地区の指定 ・主に定量的な基準による規制 ・法的拘束力が強い
屋外広告物条例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法に基づく規制基準 ・定量的、定性的、裁量的な基準による規制
景観計画・景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観形成の方針、基準 ・定量的、定性的、裁量的な基準による規制
自主条例	<ul style="list-style-type: none"> ・自治条例、法に基づかない。 ・自由度の高い基準設定、強制力に欠ける。
自主要綱 (枚方市都市景観形成要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主要綱、法に基づかない。 ・自由度の高い基準設定、強制力に欠ける。
景観協定、建築協定、緑地協定	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法、建築基準法、都市緑地法に基づく土地所有者相互の自主的な協定
景観形成住民協定	<ul style="list-style-type: none"> ・自主協定 ・制定の自由度が高いが、拘束力に欠ける。

【景観法に基づく景観計画・景観条例等の制定】

これまでは、平成 10 年に制定した「枚方市都市景観形成要綱」と、平成 17 年の景観法の施行を受け平成 20 年に大阪府で策定された「大阪府景観計画」に基づいて景観づくりに取り組んできましたが、景観法に基づく枚方市独自の「景観計画」と「景観条例」を策定し、景観行政団体として主体的な景観形成の取り組みを進めていきます。

また、景観計画を補完するための詳細な指針として、景観を構成する要素(建築物・工作物・広告物等)の形態・色彩・位置などについてのガイドラインやデザインマニュアル等を設け、その普及を図っていきます。

【地区指定や協定によるまちづくり】

「景観計画」において景観形成の重点地区や都市計画に定める景観地区の指定などを必要に応じて検討し、それぞれの地域の特性に応じた景観整備の方向性を示すことで、よりきめ細かな景観形成を誘導します。

また、住民の合意による景観協定、建築協定等の法律に基づいた協定の締結や、景観づくりの自主的な協定等の締結などを推進し、市民・事業者が自主的に取り組む景観づくりを推進します。

景観形成の推進体制

景観形成を総合的にかつスムーズに進めていくためには、市民・事業者・行政等の景観形成に係わる各主体の合意と適切な役割分担の下に進めていくことが重要であり、主体となる組織の育成とともに関連する様々な団体等の連絡・調整を行うことが必要となります。

このため、景観形成の推進に向けては、以下に掲げる点に配慮して推進体制の整備を検討します。

【景観形成に係わる多様な主体を連携させる組織づくり】

景観形成を推進していくには、一般市民、自治会、市民団体、事業者、行政、学校などの景観づくりを担う実施主体と、景観づくりをサポートする専門家・学識経験者・ボランティア等の支援者、さらに、実施主体相互や支援者等の間を取り持つ調整機関などが関係することになります。

こうした多様な団体や諸機関が集い、情報を交換して連携・調整するための組織（プラットフォーム型連携組織）や、行政や専門的な立場から景観形成の取り組みを判断できる中核的な組織（枚方市都市景観審議会）、第三者の立場から関係機関などとの調整を担える組織運営などについて検討を進めていきます。

- ・ 様々な機関が集まり情報の交換や活動の連携を行うプラットフォーム型組織づくり
- ・ 専門家、行政などによる専門性の高い中核的な組織づくり
- ・ NPO等の中立性の高い第三者による調整組織運営

【景観形成の推進させる庁内体制の整備】

枚方市の景観形成を推進するためには、公共施設の整備主体であり、かつ、都市づくりの規制・誘導・指導などを担う枚方市の役割は極めて大きくなります。また、国や大阪府などとの調整や広く市民の声を施策に反映することも求められます。

このためには景観形成に係わる都市計画・道路・公園・建築等の庁内の各組織の横の連携を密にし、総合的な観点に立って景観形成を推進していきます。

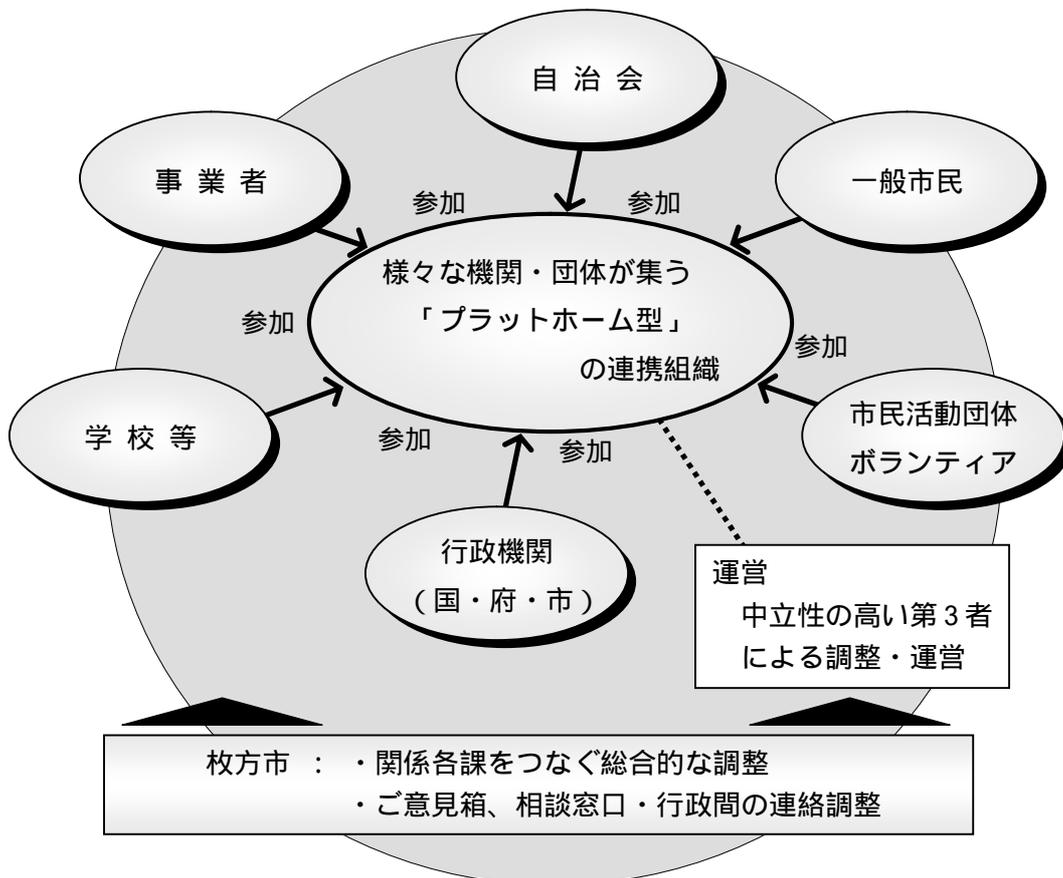
- ・ 市民・事業者などに対する景観ご意見箱・相談窓口の整備、景観形成の啓発活動
- ・ 国、大阪府、周辺自治体等との情報交換・連絡調整体制づくり
- ・ 道路・公園・建築・都市計画など関連する各部課相互をつなぐ総合的な調整

【景観形成を実行する活動主体の育成】

景観形成の推進にあたっては、個々の市民や企業などの取り組みに加えて、地域コミュニティーなどの地域単位や景観形成のテーマ、活動への参加者等を考慮して景観づくりを実行する活動主体を育てることが重要となります。

- ・ 地域毎の特性を活かした景観づくりを担う自治会組織の育成
- ・ 自然・歴史・各地域などの特定のテーマについて景観整備に取り組む組織づくり
- ・ 市内の大学との連携やボランティア組織による景観形成
- ・ 子供、学校、女性等が参加しやすい活動組織づくり

景観形成の推進体制のイメージ



市民・事業者の参画の推進

魅力ある景観形成を実現していくためには、市民、事業者そして行政に関わる人々が景観に対する関心や意識を高めるとともに、魅力的な景観を自ら守り、創り、育てていくための活動へ積極的に参加することが重要です。

そのためには、景観づくりに対する市民みんなの声に耳を傾け、市民活動のバックアップや啓発活動などの方策を実行することが必要となります。

こうした市民の積極的な参加による景観づくりへ向けて、以下に掲げる様々な取り組みを検討します。

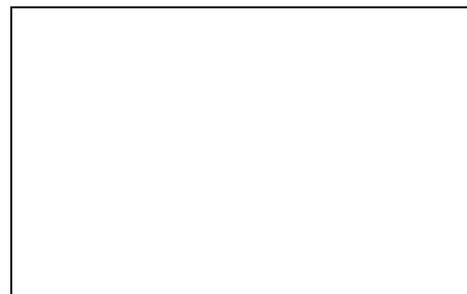
【人材の育成】

景観について自らが考え実行できる景観づくり活動のリーダーを育成する養成講座や、一般の市民が景観についての理解を深める景観勉強会等を開催します。また、景観づくりのリーダーや景観づくりに協力するサポーターなどを公募・推薦・任命する制度などを検討します。



【市民活動の支援】

市民による景観づくり活動を支援するために、活動団体などの声を収集し必要な支援の内容を把握するように努めます。また、景観協定や建築協定等の手法による自主的な景観づくりの取り組みについて、必要な情報提供や専門的な立場から助言を行う専門家の派遣、資金援助といった多岐にわたる支援活動の制度を検討します。さらに、清掃活動や花植え、景観見学会、まちあるき等、だれでも気軽に参加できる活動を支援して、景観形成の環を広げていきます。



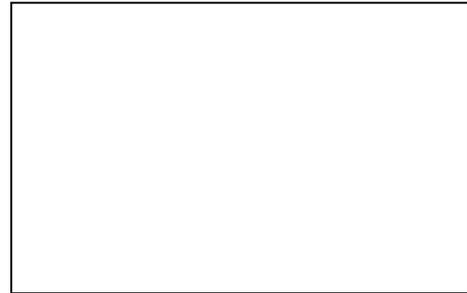
【一般市民の参加の場づくり】

一般の市民が気軽に参加して景観に対する関心を高める機会となるよう、景観資源発掘や写生・写真コンクール、一斉清掃の日、まちあるき会等の市民参加の場づくりを行います。また、景観のパトロールへの協力やシニアボランティアの活用などについて検討します。



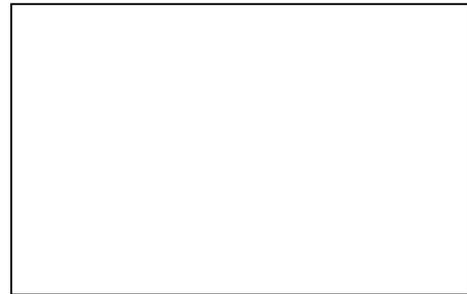
【表彰・顕彰制度】

「枚方景観100選」「景観等級認定・星認定」など、優れた景観形成に寄与している建築物や工作物、広告物、まちなみ等の景観資源や、積極的にまちづくりに貢献している地域や個人、団体に対して表彰・顕彰するなど、まちづくり意欲の向上や都市のイメージアップを図る制度を検討します。



【啓発・広報】

景観形成の重要性や必要性、先進事例などに関する情報発信を積極的に行うことで、市民や事業者の景観形成に対する意識の高揚を図ります。市のホームページや広報誌などを有効に活用して市域の良好な景観や景観形成に関する取り組みの紹介を行うとともに、景観づくりのシンポジウムやまちあるき、景観資源マップづくり、景観写真展示会等を開催し、広報と景観意識の啓発に努めます。



第6章 枚方市都市景観基本計画改訂の経緯

6-1 枚方市景観審議会

枚方市景観審議会 設置要綱

委員名簿

審議經過

6-2 枚方市景観懇話会

枚方市景観懇話会 設置要領

枚方市景観懇話会設置要領	
(名 称)	第1条 本会は「枚方市景観懇話会」(以下「懇話会」という。)を称する。
(目 的)	第2条 懇話会は景観基本計画改訂にあたり、枚方市の景観資源、課題または枚方市景観基礎調査の結果等を材料に、枚方市の景観づくりにおける重視すべきテーマ、目指すべき景観像と実現に向けた取り組みなどについて、意見交換等を行うことを目的とする。
(組 織)	第3条 懇話会は公募による市民、オブザーバー及び枚方市で構成する。 2. オブザーバーは枚方市都市景観形成委員会の委員から選任する。
(懇話会の開催)	第4条 懇話会は平成24年8月から平成25年1月の間、原則として月1回開催し、その召集手続きは枚方市において行う。
(事務局)	第5条 懇話会の事務局は枚方市都市整備部都市整備推進室内に置く。
(附則)	この要領は平成24年6月28日から施行する。

委員名簿

懇話会会員 一覧		
グループ	名 前	居住地域
自然景観	太田 宏美	北部
	大橋 憲一	中東部
	島崎 仁作	東部
	半明 和夫	中部
	藤宗 信子	南部
	堀内 義章	南西部
	三浦 八千代	南部
市街地景観	岩橋 康郎	中南部
	金只 英明	南西部
	竹島 健次	北部
	藤井 由美	南部
	森川 明	南部
	横山 かおり	北部
歴史景観	井上 良子	中南部
	上原 一恵	北部
	大野 賢	中東部
	奥本 圭子	南部
	清水 源久	南西部
	宝田 豊昭	南部
	田村 正巳	中部

(各グループ50音順・敬称略)

審議経過

開催日	開催内容等
第1回 (8/25)	目的：懇話会の立ち上げ、参加者の景観に対する理解を向上する。 内容：枚方市の景観の現状についての説明、「景観ミニ講演会」
各自で 景観発掘調査	目的：各自で地元地域の景観を確認、再認識する。 内容：各自が地元の景観資源を調査（写真に納め、第2回懇話会で紹介）
第2回 (9/29)	目的：市域全体を対象に、テーマ別の景観についての認識を共有する。 内容：【グループ討議】 各自の景観発掘調査結果の発表・意見交換
第3回 (10/27)	目的：テーマ別の景観形成の方向性について認識を共有する。 内容：【グループ討議】 景観類型別の景観形成の課題、目標、方針の検討
まち歩き会 (11/17 AM)	目的：グループ討議の結果を、まちに出て確認することで議論をより具体化する。 内容：雨天のため中止（モデル地区の景観スライド上映会に変更）
第4回 (11/17)	目的：モデル地区を対象とした景観形成の具体的な検討を行う。 内容：【グループ討議】 モデル地区の景観特性の評価
第5回 (12/22)	目的：モデル地区を対象とした景観形成の具体的な検討を行う。 内容：【グループ討議】 景観形成構想、景観改善アイデアの検討
第6回 (1/26)	目的：懇話会の参加者全員で景観形成の推進に関する意見を交換する。 内容：【全体討議】 推進方策の意見交換、今後に向けての提案



枚方市景観基本計画【改訂版】 第6章